佐賀県告示第304号

令和８年10月６日付け佐賀県告示第269号で保安林の指定施業要件を変更する予定である旨告示された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を武雄市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和８年11月10日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
武雄市北方町大字大崎字払川6656番６	諸石　和之
武雄市北方町大字大崎字払川6656番７	川内　保雄
武雄市北方町大字大崎字岳6708番１、6708番４から6708番７まで	諸石　定雄

２　保安林として指定された目的

水源の涵養（かん）

３　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び武雄市農林課に備え置いて縦覧に供する。）